

○近畿地方整備局告示第240号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成24年12月 5日

近畿地方整備局長 谷本 光司

第1 起業者の名称 和歌山県

第2 事業の種類 県道<sup>こかわかだ</sup>粉河加太線改築工事（和歌山県和歌山市直川字野田  
地内から同市直川字舟渡田地内まで）、これに伴う農業用水路及び農業  
用道路付替工事並びに市道改築工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 和歌山<sup>わかやま</sup>県和歌山<sup>わかやま</sup>市直川<sup>のうがわ</sup>字野田<sup>のだ</sup>、字須井田<sup>すいだ</sup>、字須川<sup>すがわ</sup>、字乙貝<sup>おつがい</sup>  
及び字舟渡田<sup>ふなとだ</sup>地内
- 2 使用の部分 和歌山<sup>わかやま</sup>県和歌山<sup>わかやま</sup>市直川<sup>のうがわ</sup>字野田<sup>のだ</sup>、字須井田<sup>すいだ</sup>、字須川<sup>すがわ</sup>、字乙貝<sup>おつがい</sup>  
及び字舟渡田<sup>ふなとだ</sup>地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、和歌山県和歌山市直川字野田地内から同市直川字西端地内までの延長895mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計

画区間とする「県道粉河加太線改築工事、これに伴う農業用水路及び農業用道路付替工事並びに市道改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「県道粉河加太線改築工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、また、本体事業の施行により市道交差部の安全かつ円滑な交通が阻害されるため、右折車線の設置等により従来の機能を確保するための市道改築工事は、道路法第3条第4号の市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。本体事業の施行により遮断される農業用水路及び農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる土地改良区が設置する農業用水路及び農業用道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第20条第2号の要件への適合性

県道粉河加太線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定に基づき和歌山県が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定に基づき和歌山県が道路管理者となることなどから、起業者である和歌山県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## 3 法第20条第3号の要件への適合性

### (1) 得られる公共の利益

本路線は、和歌山県紀の川市粉河地内の一般国道24号との接続点を起点とし、同県岩出市、同県和歌山市を経て同市加太地内の県道岬加太港線との接続点を終点とする延長約39.1kmの主要幹線道路であり、一級河川紀の川の右岸地域を東西に結ぶ路線で、和歌山県と大阪府を結ぶ府県間道路である一般国道26号や県道泉佐野岩出線と接続するなど、広域交通ネットワークを形成する骨格路線となっている。また、

本路線は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき和歌山県防災会議が策定した和歌山県地域防災計画において第二次緊急輸送道路に指定されており、災害発生時において緊急輸送活動を担う重要な路線にも位置づけられている。

本路線の通過する和歌山市北東部の周辺地域は、平成22年3月に供用開始した阪和自動車道和歌山北インターチェンジの設置と連携して和歌山市が計画した直川用地整備事業が完成し、大型店舗や大規模物流センターの誘致やコミュニティーセンター等公共的施設が建設されており、また、現在国土交通大臣により一般国道26号「第二阪和国道」の整備が進められ、和歌山市大谷地内において本路線と接続予定となっているなど、今後も更なる発展が期待される地域となっている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、自動車交通量が多いにもかかわらず、最小車道幅員が5mと狭小な2車線の道路であることから、朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の交通量は和歌山市六十谷地内で16,818台/日、混雑度は1.32となっている。

また、交通事故も平成19年から平成23年までの5年間に119件発生するなど、安全かつ円滑な交通が阻害され、主要幹線道路としての機能が著しく損なわれている。

本件事業の完成により、必要な幅員が確保された線形の良好な4車線道路が整備されることから、車両の安全かつ円滑な交通が確保され、主要幹線道路としての機能の向上が図られるものと認められる。また、通過交通は主としてバイパスを、地域内交通は現道を通行することとなり、現道の交通量が分散され交通混雑の緩和が図られることから、交通事故の軽減にも寄与するものと認められる。

なお、本件事業が生活環境に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で騒音、振動及び大気汚染に関

して環境への影響について検討を行った結果、環境基準等を満たすものと予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

起業者が行った調査等によると、本件区間内の土地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)及び文化財保護法(昭和25年法律第214号)等により、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき動植物は見受けられない。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通混雑の緩和を図り、安全かつ円滑な交通の確保を図ることを主な目的として、道路構造令(昭和45年政令第320号)第4種第1級の規格に基づき、バイパス方式により自転車歩行者道を備えた4車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、昭和40年1月28日に都市計画決定され、平成24年3月30日に変更決定された都市計画と、交差点部の擁壁及び隅切り等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う農業用水路及び農業用道路の付替工事並びに市道改築工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足す

ると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生しているとともに、交通事故も多発しており、歩行者等の安全な通行にも支障をきたしていることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

また、本件区間周辺の自治会長等により構成される西脇・山口線促進期成同盟会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

### 第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 和歌山県和歌山市役所